

令和6年度

美作市立美作第一小学校

いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・本校のいじめの認知件数は年間数回であり、いじめの発生を防止するために仲間づくりに力を入れている。
- ・教育相談の担当を中心に児童・保護者からの声を吸い上げ、いじめの防止と解決にチームで取り組んでいる。
- ・さらに校内研修等による教職員の資質能力の向上を図ることが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「不安がよぎれば即行動、そして迅速早期解決」を合言葉に教職員の意識の高揚をめざす。
 - ・学校全体の組織的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、校長、教頭、主幹、生徒指導主事、スクールカウンセラーが参画し、指導体制の確立・いじめ防止・早期発見・見・いじめへの対処の取り組みを行う。
- <重点となる取り組み>
- ・児童の人権意識、生命尊重の態度を育てる取り組み
 - ・互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり
 - ・自主的・体験的な活動を通じて支え合うことの大切さを実感させる取り組み
 - ・取り組みの点検と評価

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々の懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のため、PTA対象の研修会を実施する。
- ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期ごと、1・3回目は外部委員も参加)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・直後の職員会議や職員終礼で全教職員に周知。緊急の場合は一斉招集して伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
スクールカウンセラー 他
- ・校内
校長、教頭、主幹、生徒指導主事、養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

美作市教育委員会、美作警察署、保健福祉課、児童相談所、保健所等

<連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣
- ・非行防止教室の実施
- ・虐待等児童の見守り

<学校側の窓口>

- ・教頭、生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
いじめの防止

(教員研修)

- ・いじめ問題に対する資質向上のための研修を行う。
- ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。

(学級づくり)

- ・安心して学べる落ち着いた学級づくり ・互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり

(道徳教育・人権教育の取り組み)

- ・児童の人権意識、生命尊重の態度の育成

(学級・児童会活動)

- ・いじめ防止月間において児童が主体的にいじめ防止について考える。

②
早期発見

(実態把握)

- ・教職員が危機の感性を高め、日頃からいじめに対して敏感になり、実態把握に努める。
- ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

(相談体制の確立)

- ・アンケートをもとにして教育相談を行う。教育相談の担当を中心に年1回の全保護者への懇談と随時希望者の教育相談を行う。

(情報共有)

- ・学年団をはじめとして、速やかに気がかりな事象を出し合い、話し合っ「いじめ対策委員会」へ上げ組織対応する。

(家庭への啓発)

- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う(政府広報)。

③
いじめへの対処

(いじめの有無の確認)

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

(いじめへの組織的対応の検討)

- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

(いじめられた児童への支援)

- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。